

第十五部

第一回参議院通信委員会會議錄第五号

(五二四)

付託事件

○電話増設に関する陳情(第九十七号)

○教育振興(特殊郵便切手発行に関する請願(第二百四十号))

○特定郵便局廃止に関する陳情(第二百七十五号)

○大分、千葉及び大原間直通電話線敷設に関する陳情(第四百七十六号)

○北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願(第三百八十八号)

○郵便法案(内閣送付)

○倉津高田駅前郵便局を設置することに關する請願(第四百二十八号)

○栃木縣佐野郵便局の電話局舎新築並びに交換方式改善等に關する請願(第四百六十六号)

○郵便貯金法案(内閣提出)

○岡山縣勝田郡豊田村に豐澤郵便局を設けることに關する請願(第四百八十四号)

昭和二十二年十一月二十日(木曜日)午後一時十九分開会

本日の會議に付した事件

○郵便法案

○郵便貯金法案

○委員(澤水六郎君) それでは只今から通信委員会を開きます。前回に引き続きまして政府の方からの御説明をお願いして、そうして質疑に入りたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 第六章損益賠償のところで御説明を申上げた

第十五部 通信委員会會議錄第五号 昭和二十二年十一月二十日

と思ひます。第六章の損害賠償の章は郵便の取扱に關しまして一般の民法の損害賠償責任に對しまして特別の規定を設けておる次第でございます。何分にも多数の郵便物を常時取扱いますことと、又成るべく低廉な料金を、成るべく少い経費を以て郵便事業を運営いたします必要の上から、或る程度一般の損害賠償の原則に對しまして制限を設けておる次第でございます。この第六章の規定は國家賠償法の第五條のその他の法律の規定に該當するものと解釈いたしておる次第でございます。

即ち第六十八條は損害賠償の事由及び金額を特定いたしておるのであります。損害賠償をいたします事由は、この法律又はこの法律に基き省令の規定に従つて差し出された郵便物、即ち正規によりまして取扱うところの郵便物が次の二つの場合に該當する場合に限りましてその損害を賠償することといたしました。それ以外の場合は一切損害を賠償しないという規定でございます。その二つの場合の第一は「書留又は保險扱とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又は差損し」と二は「引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき、これらの場合において賠償金額も亦この法律の規定によりまして特定するのでございます。即ち書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又は差損したときは百円、但し差損額が百円未満であるときは、その差損額を賠償する。保險扱とした郵便物の全部を亡失したときは、保險扱の取扱を請求されまし

た際に、公衆から申出されました損害要償額の分だけを賠償いたします。保險扱とした郵便物の全部若しくは一部を差損し、又はその一部を亡失したときは損害要償額を限度とする実損額を賠償いたしますのでございます。この点は訂正書が多分今日お手許に參つておると思ひますが、損害要償額と残存價格との差額」とありますのを「損害要償額を限度とする実損額」というように御訂正をお願いしたいと思ひます。それから引換金を取立てないで代金引換とした郵便物を交付しました場合は勿論引換金を賠償いたします。以上が損害賠償をいたします事由並に金額でございますが、尚第六十九條の規定によりまして、損害が差出人若しくは受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力に因つて生じたものでありますときは第六十八條の規定に拘わらず、その損害を賠償しないという免責の規定を設けたのでございます。

六十九條の規定は大体現行の通りでございます。

七十條は無損害の推定に關する規定でございます。郵便物を交付いたしました際に外部に破損の跡がなく、且つ重量に變りがないときは損害がないものと推定したのであります。現行法におきましては、郵便法の三十四條によりまして、この場合においては損害のないものとみなされておるのでございますけれども、新しい法案におきましては損害がないものと推定することにしたしまして、若し反証がありませう場合には、勿論その証據によりまして、實際に損害がある場合には損害を賠償する趣旨でございます。

七十一條は損害の検査、七十二條は郵便物受取に因る損害賠償請求權の消滅、七十三條は損害賠償の請求權者、七十四條は損害賠償を請求することが出来る期間、七十五條は損害賠償後の郵便物発見に關する規定でございますが、これらは大体現行と同様でございます。

第七章は罰則でございます。七十六條は郵便事業の独占を禁ずる罪でございます。これは現行法の四十一條に照應するものでございます。現行法におきましては三年以下の懲役及び千円以下の罰金ということになっておりますが、新しい法案におきましては三年以下の懲役又は一万円以下の罰金ということになりました。これは一般の刑罰規定の通例に倣ひまして体刑と罰金刑とを選択するように規定いたしましたのでございます。二項、三項は現行法にはないのでございますが、一般の經濟關係の規定でありますとか、或いは最近で申しますれば、労働基準法の例に倣ひまして、郵便事業の独占を禁ずるというところは非常に重大な問題でございますので、特に法人に關する罰則規定を新しく設けた次第でございます。

七十七條の郵便物を開く等の罪、七十八條の郵便物物件を損傷する等の罪、七十九條の郵便物の取扱をしない等の罪、八十條の信書の秘密を侵す罪、これいすれも現行法と同様でございます。ただ八十條の信書の秘密を侵す罪

におきましては、現行法では郵便法の四十四條第三項に「本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス」ということになつておるのでございますが、新しい法案におきましては特にこの親告罪の規定を取ることになりました。新しい憲法が信書の秘密を特に強調しております点、又郵便事業の信用を保護する必要から考えまして、又多くの場合においてこの親告罪の規定を取ることになつたのでございます。

第八十一條は、郵便禁制品を差出す罪でございます。これは表現が多少變つておりますが、大体趣旨はいたしまして、これは現行郵便法の四十六條と同様でございます。

第八十二條は、現行法においては省令の第五十一條で百円以下の罰金を規定いたしておるのでございますが、新しい法案におきましては、固より法律事項でございますので、法律に挙げますと同時に、その次の八十三條との権衡を考慮いたしまして、罰金額を三千円以下に改めたのでございます。第八十三條の料金を免れる罪、第八十四條の切手類を偽造する等の罪、第八十五條の未遂罪及び予備罪に關する規定はいずれも大体現行法と同様であります。

それから附則について御説明申し上げます。八十六條の第一項は特に御説明申上げる程のことないのでございまして、この法律案が成立いたしますと

は来年の一月一日から施行するのでございませう。ただこの中で第十條の規定に關しましては、先般御説明申し上げましたように、郵便物の運送に關する法律を次の國會に提出いたす予定でございませう。この第十條はその郵便物の運送に關する法律と同時に施行する予定でございませう。それまではこの規定は、その施行を延期いたしました。従つて第十條の規定の施行期日は特に政令でこれを定めることにいたしました。但しその期日は昭和二十三年の四月一日以前でなければならぬといふ期限を明示いたしましたのでございませう。

八十七條は現行郵便法を廃止する規定でございませう。

八十八條、八十九條、これは経過規定として當然の規定でございませう。

第九十條は只今申上げましたこの法案の第十條の規定が施行を延期されまふのと表裏をいたしまして、現行郵便法第三條の運送營業者の運送義務の規定を、その間効力を特に存続せしめる必要がありませうので、第九十條の規定を置いたのでございませう。

第九十一條は、過日御説明申し上げましたように、現在認可を受けて郵便切手等の賣捌きをしております者を、この郵便法の第三十三條に規定する、法律の定める賣捌き人とみなすことにいたしましたのでございませう。

第九十二條は罰則に關しての経過規定でございませう。特にこの括弧内の、第九十條の場合には、同條の規定により旧法第三條の規定がその効力を有する間、といふのは、只今御説明申し上げました運送營業者の運送義務に關する規定に對應するところの罰則の規定

を、これ亦この新しい法律におきましては差向きその運送義務違反の問題に關する罰則を規定いたしてございませうので、いずれそれは郵便物の運送に關する法律が制定せられます際に、合せてこの運送義務違反の罰則を考慮いたす予定でございませう。その間に於いては現行郵便法による運送義務違反の罰則の効力を存続せしむる意味において、この括弧の規定があるものでございませう。

○委員長(深水六郎君) 各條文の御説明は終つた次第でございませうが、何か御質疑がございませうならばこの機会にお願いいたします。

○井上なつえ君 只今お話にありましたが第六十八條の損害賠償のことでありませうが、私ちつとも分りませうのでございませうけれども、二項の一号で「書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又は損したとき百円」と書いてございませうけれども、これは内容の派山の金額でも入つてありますれば、どうなるのでございませうか。

○政府委員(小笠原光壽君) 書留郵便物の全部若しくは一部を亡失し又は毀損いたしました場合は、たとえ書留郵便物の内容がいかに高價なものでございませうけれども、損害賠償はその百円を限度とするのでございませう。従いまして、利用者の方が高價のものを送りませう場合に、万が一なかつて非常な損害を受ける虞れがあり、何とかしてその損害を最惠の場合においても最少限度に止めたと思ひます場合は、保險扱にいたして頂きたいのであります。保險扱にいたしますと、損害賠償の限度は五千円まででございませうから、若し仮

りに五千円の保險扱とした郵便物の全部亡失いたしました場合は、それが六十九條の規定によつて免責になる場合でなければ、五千円の損害賠償をお支拂いたすわけでございませう。

○新谷實三郎君 私その損害賠償の一群の條文について二三お尋ねしたいのですが、前回逓信大臣御出席のときにお伺ひしたのであります。はつきりとお伺ひしたのであります。はつきりとお伺ひしたのであります。

國家賠償法との關係ですが、今お話のように、郵便法關係の損害賠償については、國家賠償法の適用がない。第五條に該當するものだ。これは了承いたしますが、そこで二三お伺ひいたしますのは、國家賠償法の第一條に國又は公共團體の公權力の行使に當る公務員といふことが書いてございませうが、郵便關係の從業員はこの公權力の行使に當る公務員と解釈しておられるかどうかと思ひますが、それらはどうでありますか。その点を一つ。

それから國家賠償法の規定による賠償の責任はない。郵便法による損害賠償の責任があるといふのでございませうが、尙民法の規定による損害賠償といふものは全然考えられないのですか。どうですか。民法七百十五條不法行為の損害賠償についてであります。これは全然郵便關係の業務につきましては考えられないので、ここにございませう。他に損害賠償の責任はないのだと、こういうお考えでありますか、どうですか。この二点を先ず伺ひたい。

○政府委員(小笠原光壽君) 郵便の事務に従事いたします者が、國家賠償法第一條の公權力の行使に當る公務員に該當するかどうかという御質問につきましては目下尙研究中でございませう。

て、御承知の通り國家賠償法は先般公布せられまして、これをどういふふうな郵便事業について考えるかという点は只今研究中でございませうが、ただ第一條の規定によりまして、第一條の規定が郵便事業についてあると一應私共は考へておりますのは、只今の郵便法案の第十條によりまして運送義務を課する場合、これは明らかに公權力の行使と考へられますので、運送營業者に對しまして運送義務を課するに當りまして、この第一條に規定されておるところの要件を満たす場合には、賠償する義務があるものと一應考へております。尙それ以外に一般の問題といいたしましては、今後慎重に研究いたしたいと考へております。

それから郵便の取扱について、民法の規定の適用があるかというお話でございませうが、私共はこの郵便法の只今の損害賠償に關する規定は、國家賠償法の第五條に基き民法以外の他の法律に該當するものと考へておるのでございませう。この損害賠償に關する特別が先ず優先的に適用される、それ以外は、その適用されます郵便法の損害賠償に關する特別が當然に優先的に適用されるわけでございませう。従いまして民法による一般の賠償責任は、その限度において制限されるものと、かやうに考へておる次第でございませう。

○新谷實三郎君 御研究の上いつかの機会に御答弁があるといふので結構であります。尙私の質疑の趣旨をもう少しはつきり申上げようと思ひますが、今お話になりましたように、私も大体にはない、郵便法關係の業務は適用がな

いと考へるのであります。その現

ますと、前に又戻りまして、國家賠償法の第一條の「公權力の行使に當る公務員」といふものに該當するものでなければ、さういつたことにならないのではないかと考へておるのであります。それから國家賠償法の第五條では「民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」とありまして、この郵便法の損害賠償に關する規定が、丁度これに該當するのだらうと思つております。ところで郵便法案の第六十八條を見ますと、左の各号の一に該當する場合に限り、その損害を賠償する。と非常に限定をしておる。そこで郵便の業務の中にはいろいろの行為が含まれておる。その行為のおのづかひに據つて検討して参りますと、さういふふうな公法で以て損害賠償の規定を規律して行くのが適當のものもあるが、一般の私法の規定で規律して行くのがいいものもあるだらうと思ひます。さういつた行為につきましては當然民法の不法行為による損害賠償の規定が適用されて然るべきじやないかと考へます。さういたしますと、この郵便法の損害賠償の規定と民法の規定とが併行して適用せられるのじやないか、さういふふうな考へを持つておりますが、この点はこの機会に明らかにして置いて頂きたいと思つております。さういふ意味でお尋ねしたのであります。それから、御研究の上いつか機会を見てその点明確に御答弁をお願いしたいと思います。

それから先般井上さんのお尋ねに關聯するのであります。現行法でも書留郵便物の亡失に對しましては百円の損害賠償、百円を限度とする損害賠償といふことになつております。この現

げました運送業者の運送義務に関する規定に對應するところの罰則の規定

にいたしますと、損害賠償額の限度は五千円まででございますから、若し仮

該当するかどうかという御質問につきましては目下尙研究中でございますし

はない、郵便法関係の業務は適用がないと考えるのでありますが、そうなり

損害賠償、百円を限度とする損害賠償ということになっております。この現

行法を制定せられました当時と現在の経済状態は非常に變つております。貨幣価値も變つておりますし、通信の料金が非常に變つておる。然るにも拘わらず、現行法通りの損害賠償額を今度もそのまゝお書きになつておるのは、これは少し通信の料金の引上げなんかとの点から考えましても、又現在の経済状態からいたしましても、適當でないじやないかという疑いを誰しも起すだろうと思つております。その点については、どういふ事情で古い明治何年かの、当時の損害賠償額を限度としてお考えになつたのか、何か事情があらますれば伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 現行の郵便規則の二百二十五條にございます書留郵便物の賠償の限度の百円は、それは実は昨年の五月まで十円でございましたのを、昨年の五月から百円に引上げたのでございます。それで今回は実は一つには保険額というものを相當廣範圍に、損害賠償額も五千円までの、これまでは物品だけをやつておりましたが、これからは通貨も扱うことになりました。全面的に保険扱をいたします関係上、相當高額のものを郵送なさいます際には、保険扱の方の御利用をお願いすることにいたしたいと考へまして、同じようなものが二つ、書留もあり、保険扱もあるというのでなく、高額のものについてはすべて保険扱の方を御利用願うということにいたしたいというのが主で、賠償額を引上げますと、自然料金も引上げなければならぬになりますので、こうなりまして、一般に必ずしも経済的にその価値があるわけでもなく、とにかくな

くなつたりなんかしては困るという意味の、安全確實な送達方法を御希望になります向きに對しましても、自然料金が高くなるということもございますので、現行の百円をそのまま踏襲したのでございます。

○新谷實三郎君 序でもう一つお尋ねしたいのですが、それは七十九條、これは別に内容について言うのではあませんが、ただ法律上の問題としまして、郵便の業務に従事する者が、これとさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは「云々」という條文であります。ここで「ことさらに」といふのはどういふ意味でありましようか。頂いた資料によりまして、現行法では「正当ノ事由ナクシテ」ということになつております。「ことさらに」といふのは古い言葉ですが、故意にということだろつと思つておりますが、さういたしますと、「正当ノ事由ナクシテ」といふよりも非常に限定されておる。これは最近實際上通信事業で問題になりました中央郵便局の事件のこと、この七十九條にびつたりそのまゝ該當するように思つております。が、「ことさらに」といふので、さういつた場合は、他の法令で仮りにその爭議行為が違法でないというやうな場合に「ことさらに」といふ字句だけで、他の法令にさういふ規定があれば差支えないといふことになるのでありましようか。「正当ノ事由ナクシテ」というのであれば、勿論他の法令で許されたことをいたしまして、結果として郵便物の遅延があつてもそれは差支えないように思つております。「ことさらに」といふことだけでは、労働組合法とか他の法律によりまして、爭議が起

つて、その爭議が正当な爭議であるといふ場合にも、故意にというだけの言葉では、この七十九條に該當するといふやうな虞れがないのでありましようか。これは單に法規の解釈の問題としてその二点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) この「ことさらに」と書きましたのは、故意に且つ犯意を以てという意味を「ことさらに」といふ言葉で現わしたのでございまして、只今例としてお挙げになりました例えは爭議行為等の場合は勿論、正当な爭議行為による場合は労働組合法第一條第二項の規定によりまして、刑法の三十五條が適用せられます結果、この七十九條の罪にはならな

いわけでございます。

○井上なつる君 八十四條にございしますが「切手類を偽造する等の罪」と書いてございしますが、これは私共子供の時に、何か造幣局とか大蔵省には、とてもお金のことがよく分る人がいらつしやつて、紙幣を取扱つておる人はこれは普通の紙幣か、これは偽造したものかといふことが分るという話を聞いたことがありますが、この頃のやうにいろ／＼な記念切手が出ますと、普通の切手か、これは偽造した切手か、本當の切手か分らないやうなときもあるのじやないかと思ひますが、専門にさういふことを調べておる人があるの

でございまいしょうか、それを一つお教え頂きたいと思ひます。

○油井賢太郎君 私はこの前出席いたしましたので或いは重複するかも知れませんが、これは通信省に關係しております人たちのためでございますし、普通の人々が若し他人の信書を開

いたときは外の法令で罰せられることになるのでございまいしょうか。その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 初めの御質問の切手の偽造等に関するしましては、特に偽造製造の切手があるかないかを専門に常時検査することを担当いたしておる者といふものはないのでござい

ますが、常時特に切手の仕事に關係いたしております者は、多くは偽造のものかございまいすれば、やはりいろいろの外見或いは手触り、その他の点から発見し得るのが從來の例でござい

ます。それから今日の状況におきましては、郵便切手の金額から見まして偽造、変造のため設備といふものが相當の経費を要しますから、今日におきましては比較的危険性は以前よりは……比較的な話でございまいけれども、低いのではないかと、かように考へておりますと同時に、勿論偽造の作製又印刷技術につきましても、偽造、変造の起る虞れのないやうなものを十分注意いたしまして、作製いたしておる次第でございまい。

七十七條の規定は、これは必ずしも郵便従事員のみを対象にいたしておる規定ではございまいせんので、勿論郵便従事員も仮りにここに書いてあります罪を犯しますれば、適用されるわけでございますけれども、それ以外の人も若しこの規定に書いてある罪を犯しますればやはり適用を受けるのでございまい。

○政府委員(小笠原光壽君) 七十一條に「郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだ場合、通信官署はその者の出頭を求め」云々と書いてありますが、これは勿論通信官署は受取を拒まれた場合は、直ちにその出頭をお願いする趣旨でござい

ます。従ひまして当該郵便物の受取を拒まれた方は、受取を拒まれた日から十日以内に正当の理由なく立会のため出頭しなかつたといふのは、運用上支障

その出頭が何日以内といふことを決めておりませんが、受取を拒んだ日から十日以内に立会のため出頭しなかつたならば云々といふことが書いてあります。通信官署がその何日以内に立会を求めるといふことを書いてなければ、前は七日といふことが語つてあります。が、今度は書いてありません。さうしますと或いは九日或いは十日経つてから出頭を求めた場合には、出頭するの非常に不便を感じないかと思ひます。それをお聞きしたい。

次に七十九條の場合、先般のやうなワイルド・キャット・ストライキの場合に、今度の新法によつて罪惡となるのですか、どうですか、はつきりとお示しを願ひたいと思ひます。

それから全般的に見て、この郵便料金で、今後通信省が運営する上において、果して妥當な料金かどうかということである。これは第一條に「なるべく安い料金」といふことを謳つてありますが、安い料金だけに主眼点を置くために、通信事業そのものがやつて行けないといふことを招來しては、通信運営上まづいじやないかと思ひます。その点について政府の御回答を願ひたい。

がなからうかと存じます。

○油井賢太郎君 分りました。

○政府委員(小笠原光壽君) それから二番目の御質問はちよつと恐縮ですが、伺ひ渡したのですが……

○油井賢太郎君 二番目の質問は、第七十九條について先般來行われたようなワイルド・キャット・ストライキのような場合に適用するかどうか。

○政府委員(小笠原光壽君) 七十九條の規定は、その労働争議の場合におきまして正当な争議行為は、労働組合法第一條第二項の規定によりまして違法性を阻却されますので、犯罪にはならないのでございます。然らざる場合におきましては七十九條の適用は法理上あるわけでございます。ただ山猫争議の場合にはどうかという問題、又具体的問題を取上げます場合には、それがこの七十九條に書いてある要件を具備しておるかどうかという個々の問題として裁判所によつて認定されるものと考えております。

○油井賢太郎君 三番目の問題……

○政府委員(小笠原光壽君) それから第三番目の料金の問題につきましては、今回は御承知のように実は郵便事業といつたしましては非常な財政難にあるのでございまして、郵便事業のみならず、通信事業一般を含まして、今年度におきましては四十数億の赤字があるわけでございますが、非常な財政難にあるのでございまして、先般一般会計から二十数億の経費を通信特別会計へ繰入れて頂くことになりましたので、差向きのところ郵便料金そのものに手を着けず、現行で行くということになりました。それでこの法律案におきましては原則としてすべて現

行の料金をそのまま踏襲いたしておるのでございます。併しながらこの第一條の「なるべく安い料金で」ということは、勿論なるべく安い料金でございすから、特に利益を見ようというふうなことは考えない。併し独立採算制の原則が維持せられます限りにおきましては、その線に即ち程度の料金ということが考えられる次第でございす。

○鈴木清一君 第二條の「通信大臣は」の法律の目的を達成するため、左の職責を有する。第二号になつております「郵便局を設置し、又は廃止し、郵便局の窓口取扱時間」というようなことについて大臣がやれるということになつておるのですが、この「郵便局を設置し、又は廃止し」というのは大體特定郵便局とか或いは臨時郵便局というものをとくく作ることがあるのですか、この範囲内はこれを省令でやるといふのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) この第二号に書いてあります郵便局とございすのは、これは勿論一般の郵便局、即ちいわゆる普通郵便局或いは特定郵便局を指稱いたしておるのでございす。

○鈴木清一君 それで窓口の取扱時間というものは大臣の省令によつてやる大臣がやるということなんですね。

○政府委員(小笠原光壽君) さようでございす。窓口の取扱時間、それから取扱事務の範囲、これを大臣が定めることができるという趣旨でございす。

○鈴木清一君 分りました。

○油井賢太郎君 第九條の秘密の確保ですが、これは警察権等によつて或いは信書の秘密を開封するというような

ことが行われることも多々あると思うのですが、この点はどういう御解釈ですか。

○政府委員(小笠原光壽君) ちよつと恐れ入りますが、もう一度……

○油井賢太郎君 秘密の確保は警察権の発動について……

○政府委員(小笠原光壽君) 第九條の規定は、この法律の規定に基きまして……法律の規定に基くところの行為については、それは他の法律の規定によりまして正当の権限を以て調査いたします場合はこれは別問題と考えております。併しながら勿論検閲に關してはこれは憲法が禁止いたしておりますので、他の法律にも検閲に關してはさうな規定があり得ないことは申すまでもない次第でございす。

○油井賢太郎君 そうしますと、従前或いはこれと似たような法律があつたかどうか知りませんが、實際面においては警察権を以て封書の開封などということは實際あつたのですが、今後はそれは絶対にないということになるわけですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 戦争中は國防上、機密等が漏れまことを防ぐ目的から、緊急勅令によりまして、即ち法律に代るべき緊急勅令によりまして、臨時郵便物取締令というものが施行されました。これに基きまして郵便物の検閲をいたしたのでございすがこれは勿論終戦と同時に取止めになりました。今後は勿論新憲法が檢閲するということを一々禁じております。

○油井賢太郎君 分りました。第二條に「法律に触れない範囲内において」という言葉がございすが、法律に触れない範囲内において」というこの点の説明を私は聞き漏らしておつたのですが、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) この「法律に触れない範囲」という字句は実は当然のことなのでございすが、特に主要なものにつきまして書いたものでございまして、例えば第二号の場合には現行法におきましては、郵便局の設置等につきまして、取締りの法規はございせん。併しながら例えば郵便局を設置するにしても、それに要する経費等は財政法その他の法規に基いて予算を要求し、これを施行するということになる次第でございす。

第五号につきましては、例えば労働基準法等、労働者に関する厚生保險施設或いは訓練といったような事項に關する法律がございすれば、その法律に觸れない範囲内において実施するといふ趣旨でございす。

○油井賢太郎君 承しました。

○新谷實三郎君 油井君の先程の質問に關聯するのでありますが、先般私からも質問したのですけれども、九條の秘密の確保のところですが、先般この問題については他の法律でさういふ権限を與えられておれば、信書の秘密を侵すような場合もあるかも知れんといふような御答弁があり、尙郵便物が郵便法の規定に違反しないかどうかを確めるために中を見る、検閲になりますか何になりますか知れませんが、中を見る場合もあるといふような御答弁があつたように記憶しております。それで例えば通貨を送るのに普通の通常の郵便でやりましたり、その他この法律

の規定に違反するような場合に、違反しておるかどうかを見るための検査と申しますか、検閲と申しますか、そういったようなことを当然やれるにしましても、この間が過ぎたように、一般の犯罪捜査というふうな目的のために司法警察官その他該官吏がその手紙を見せるといふようなことで、中を見るようなことを通信省としては予想しておられるのですか。その点をはつきりとお答え願ひたい。

○政府委員(小笠原光壽君) 刑事訴訟法の規定によりまして、正当なる裁判官の発行した令状によりまして場合には信書の秘密を侵すことも、これも法律の規定に基きましてあり得るのでございすが、それ以外は何人も信書の秘密を侵すことはできないわけでございす。只今申上げました裁判官の発行した令状は、犯罪の証拠が確実であることを認める場合に限つてのみ発せられるものでございす。

○鈴木清一君 前におりましたのでちよつと又重複になると思ひますけれども、現行法の第四條、第五條を削除した理由と、それから先程からいわれております七十九條の中に、第三項の方に「重大な過失に因つて」とある、この「重大」に對する一つの何と申しますか、具体的な限界でもお示し下さればと思つたのでございすが、先ずお尋ねします。

いま一つ序でに、七十七條に「又は受取人でない者に交付した者」に對して「三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する」といふのがありますがこの受取人でない者にやつたということについての、故意にやつたといううなことの限界がなく、ただ偶然と出

うことになりました。それでこの法律案におきましては原則としてすべて現
○油井賢太郎君 分りました。第二條
に「法律に触れない範囲内において」
郵便でやりまししたり、その他この法律
とについての、故意にやつたというよ
うなことの限界がなく、ただ莫然と出

ておりますので、知らずにそういう
面に渡すようなことも起き得る可能性
もあると思ひましたので、ちよつとこ
の点の解釈もお聴きしたいと思つてお
ります。以上です。

○政府委員(小笠原光壽君) 現行法の
第四條及び第五條を新法案におきまし
ては、削除いたしました理由は、これ
までの郵便事業を今日まで管理いたし
て参りました経験から考えまして、第
四條又は第五條を適用したとい
う事例はないのでございます。半面こ
の規定は新しい憲法が特に尊重した
しております自由権、そういうものを
或る程度制限することにもなりま

で、過去の経験から見まして、実際に
実益と申すものがございませんで、
むしろかような権利義務というよう
なことで規律することは廃止いたしま
して、一般の常識によつて処置するこ
によつて、十分郵便事業の運営には交
障ない、かように考えまして削除した
したのでございます。

それから第七十九條の第二項の「郵
便の業務に従事する者が重大な過失に
因つて郵便物を失つたとき」と申しま
すのは、一例を挙げますれば、酷罰い
たしましてその結果郵便物をなくした
というような場合が、この一つの例で
ございませうけれども、ここにいわゆる
「重大な過失に因つて郵便物を失つた
とき」ということができると考えられ
ます。

それから第七十七條の「受取人など
に交付した者」ということについ
ての御質問でございませうけれども、固
よりこの七十七條の罰則の適用につき
ましては犯意のあることを必要とする
わけでございます。本人がそういう犯

意なくしてやりました行為については
適用されないわけでございます。

○鈴木一君 具体的に犯意というの
は、やはり常識的にという意味です
か、それとも條文化するというような
あれはないのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 條文化と
いう御質問は、この明文の中に「犯意
を持つて」ということを書くか書かな
いかという御質問のように予解いたし
ましたが、これはもう書かないでも当
然に刑法の一般の例によりまして、犯
意がなければ処罰されないわけでは
ございませう。この適用はないわけでは
ございませう。

○井上なつゑ君 私おりませんので、
これも重複するかも知れませんが、第
二條の五の「郵便の業務に従事する者
の能率の向上を図るため必要な厚生、
保健その他の施設をし、且つ、郵便の
業務に従事する者の訓練を行うこと」
これは現行法にございませうが、何か
これから厚生、保健のための施設をな
さる御計画がございませうかとこの
ことを一つ伺いたいので、それから運
信省には沢山婦人の従業員もおられま
すので、特に婦人のための保健、厚生
の施設でも計画なすつておられるかと
いうこと、それからこの「訓練」で
ございませうが、訓練というのは業務上
の訓練でございませうか。殊に若い婦
人に對してのこれからの生活に對する
訓練でもなさる御計画でもございま
せうか。そのことを承りたいと思いま
す。

○政府委員(小笠原光壽君) 第五号に
書いてあります事項は勿論通信事業の
みではございませうけれども、特に運
信事業のように多数の人員を使用し

第十五部 通信委員会會議録第五号
昭和二十二年十一月二十日【參議院】

実施しております事業におきましては
厚生、保健その他の施設は固より極め
て重要な問題でございまして、今日ま
でもいろいろの厚生施設或いは保健
病院でありますとか、その他の施設、
そういったようなものは勿論実施いた
しておるのでございませう。又「郵便
の業務に従事する者の訓練、これはい
ゆる教育ではなくして、業務上の訓練
という趣旨でございませうが、これは事
業知識の習得、法規その他の研究とい
つたようなことを意味しておるので
ございませう。勿論女子従業員に對する保
健施設通知等に關しまして今日もい
ろいろと考えて実施いたしておりま
す。今後ますますそういう面につき
まして努力いたして参りたいと思つて
おる次第であります。

○堀越健郎君 第三十一條であります
が、これはこの前に御説明だけ伺つ
て質問はなかつたのであります。が、
都の区の存する区域内、同一特別市内
又は同一市町村内に發着する小包郵便
物、この料金を半額にするということ
の御説明、料金を半減して小包の収入
を吸収して収入を國するという御説
だつたのであります。が、現在の小包の到
着する日、時間が非常に長く掛かつた
り、或いは内容が毀損したり、或いは
不潔であつたりというような現状から
考へて、小包料金を半減して小包を吸
收して収入を増すというこのみでし
ようとすれば余り正當なやり方でない
ように思ひますが、他に何か理由があ
るのでございませうか。この前の御説明
だけ伺ひますと、そうなつておるので
ございませうか……。

○政府委員(小笠原光壽君) このいわ
ゆる市内小包の制度は、今日の小包郵
便の實際の取扱の状況から見ますと
都の区の存する区域相互間、或いは同
一市町村相互間に發着いたしますよ
うな小包は、今日は實際は殆んど出て
來て参つておらないのでございませう。
従ひましてこういう面にも通信の重要
性を喚起いたしまして、今日は小包と
して出て來ていない物を新しく小包
として引受けて扱う、これは勿論或る
意味からいたしまして、一面から申し
ますれば、そういう新しいサービス
を提供することになると思ひます。又
反面、今日の通信財政の窮乏から考え
まして、少しでもそういうような新ら
しい分野を開拓して、事業の新しい
収入源を作り出したいということも意
図いたしておる次第なんです。

○堀越健郎君 つまり料金が安くなれ
ば、それを利用するということも考慮
されておるのであります。か。
○政府委員(小笠原光壽君) さようで
あります。要するに一般の小包の場合
には、引受けた所から名宛の所まで輸
送いたします途中の運送のための経
費というものが相当掛かるわけであ
ります。同一市町村内でありませう
場合はそれが非常に近距離でございま
す。その経費は非常に少なくて済むので
あります。従つて半額までは下げ得ると
いふことになつておるのであります。木
○堀越健郎君 そのお考えならば私が
前に申上げた小包郵便の区間制とい
うものを設けられるということと同じよ
うになるわけですが、そのことは実施
されないで、同一の理由で遠距離のも
の区間制にして料金の差を付けても
よいじやないかと思ひますが、それに
對してどういうお考えでありますか。
○政府委員(小笠原光壽君) 誠に御尤

もでございまして、これも或る意味か
らいえば、距離の近いものに対して料
金を安くするという考え方ではござい
ます。ただ一般的に今日の小包料金を
距離制或いは帯域制にするのがいいか
悪いかという問題になつて來ますと、
これは一つには、どんな山の中でも均
一の安い料金で小包が届くという所に
又一つの郵便事業としての特色があ
るわけでございますし、その点は外の鉄
道その他の小包物やなんかと非常に違
つた特色を持っております。それから
仮りに今の距離制或いは帯域制にする
ことがいいと仮定いたしまして、そ
のために通信事業の収入が今日より減
つては差し詰るものでございませう。
す。少くも現在の収入を維持し得る最
低の線として新しい収入を考えなけ
ればならんと考えます。それには結局
小包が實際どういふような距離のもの
距離別に考へてどういふようなパー
センテージになつておるかという先ず実
情が把握されなければ計画できないわ
けでございますが、この辺につきまし
ては尙研究中でございまして、まだこ
で御説明申上げような確たる資料
という程度までまだ参つておりませ
ん。帯域制といひますか、距離制とい
ひますか、その問題につきましては尙
研究さして頂きたいと思つてござい
ます。それから市内小包については今
日現実に小包としては、極言すれば全
然扱つてないものを新規に扱うわけ
でございませうから、従つてこの料金は
わづらつくり増収になるわけでは
ございませう。従つてこの料金を半額程度、少
くとも実費を賄ひ得る程度に決めます

れば、今日の小包料金を殖やしこそすれ、減少さすという虞れはないわけでございます。それで取敢えずこの問題を提出した次第であります。

○油井賢太郎君 近頃の郵便切手はまた糊を着けてないようですが、あれは糊を着けたり、或いは線を入れたりする計画はありになるのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 郵便切手につきましては、終戦後、戦中の戦災のために生産工場の設備が破壊されたり、又資材の關係等から、或いは糊がなかつたり、ミシンが入つておりませんで、大要利用者の方々に御迷惑をお掛けいたしましたことは誠に申訳ない次第でございますが、今年の四月以降に発行いたしましたところの切手類はすべてミシン入りで糊を着けて発行いたしております。ただ特殊の記念切手等につきましては、或いはシールというような恰好で出しておりますものについては糊がついておりませんけれども、一般に今日生産されて新しく出されておりますものは、今年度からすべて戦前の状態に復帰した次第でございます。

○委員(深水六郎君) ちよつとお路りいたしますが、この郵便法は今準備審査中でございます。大体の説明、質疑というものが大体お伺いしたのでございますが、衆議院から送付されて来ますと、又本審査をいたしますからそのときに質疑應答を譲りまして、付託されております貯金法の説明をこれからお伺いしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○委員(深水六郎君) それでは又衆議院から送付して参りましたから質疑應答をいたすことにいたしました。これから貯金法の説明をお伺いすることにした。前回提案理由はお伺いいたしましたので、貯金法の條文の順序によつて説明をお伺いして、そうして質疑に入りたいと思ひますが説明に入ります前に總括的な御質問がござりますればそれを伺ひまして、さうして第一章から入つて行くことにいたします。どうか。丁度政務次官もお出でになつておりますから、總括的な御質問がござりますればそれを先ずやりまして、さうして逐條一章ずつ分けて説明して貰つて質疑應答いたしたいと思ひますが、どういたしましょうか。

○千葉 信君 次官もお出でになつておりますから……

○委員(深水六郎君) それでは政務次官もお出でになつておりますから總括的な質問をお願いして、それからずつと條文に従つて行きたいと思つております。

〔委員長退席、理事水橋藤作君委員長席に着く〕
○理事(水橋藤作君) 委員長ちよつと用件がござりますので、私代らして頂きます。

○藤田芳雄君 戦災その他で郵便貯金の通帳その他が紛失したり、大分分らないものも沢山あると思はれるのであります。それらの整理はどうか。それを一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) お答えいたします。戦災によつて貯金事業が非常な損害を被りまして、その復旧に只今鋭意努力中であるのであります。まだ全体の整理が完成いたしません關係

で、現に毎日取替わつて出し入れのある貯金すらも実はまだ完全に復旧いたしておらないのであります。本日に戦災のために預入者がこれを忘れ失、結局それが最後まで権利の請求がでなくなつてしまふような關係の貯金等に対する調査はまだいたしておらないような実情であります。さう御承知を願ひます。

○藤田芳雄君 そうですね。一つ、最近預金の利子というものがちよつと記入されておらないような状態ですが、あれは何かさうした規定でもできたわけなんですか。それとも一時中止してゐるような状態なんですか。

○政府委員(村上好君) 戦災によりまして貯金局がその復旧に非常な忙殺されております關係上、或る一部の貯金事務に対しては取扱の停止せざるを得なくなりました。その結果通信省令を以ちまして各種の事務の取扱の停止をいたしました。その中に利子記入の取扱も停止せざるを得なくなつたのであります。

○政府委員(村上好君) 只今の御質問は我々が貯金の没入金と称しておるものの数字になつて思ふのであります。この郵便貯金法の建前が、十ヶ年間預入もなく、現在高証明の請求もなしに睡眠をしておいた場合には、それは十ヶ年の後に権利が消滅することに規定されておるのであります。但し直ちにその預金者に対して催告をいたしまして、尙且つ回答のないものはこれを國庫に帰属せしめておるということに相成つておるのであります。それでこういう金を稱して没入金と申しておりますが、この金は昭和十九年まで分つておりますが、その後の金はまだ調査がそこまで達しておりません。昭和十二年から申上げますと、昭和十二年が百二万二千元、十三年が百二万二千元、十四年から十七年まで略しまして、十八年が二百三十三万一千円、十九年が二百二十四万四千円という状態で、百万円、二百万円という数字を示しております。

○藤田芳雄君 実は昔間郵便貯金を出し入れしまして、さうして帳面が變つたりなんかなつると、何も自分の方でも分らないので、利子も何も附いておらないが、どうなるのだらう、この前の貯金がずっと継続してやつて来たものが、出し入れされて帳面が變ると、前のものが何もないのでどうなるだらうというのを盛んに聞かれますので、勿論それは原簿の方に載つておるでしょうから、間違ひはないと思ひますけれども、預金者には非常な不安を與えやしないかと考えますので、できるだけ早くさうしたものは復旧して頂きたいということを考えましたので、私申上げたのであります。

○理事(水橋藤作君) 他に何か御質問がござりますか。

○新谷實三郎君 一つお聞きしたいのは、各條のときでもいいのですが、貯金の総額の制限についての問題であります。これは事情は分るので、一應三万円にするということでお決めたにまつたことにつきましては、いろいろ各方面と交渉され、その辺が一應妥協な数字であるという結論に達したのであらうと思ふのであります。従来誰が見ましても、條文にありますが、通帳の冊数の制限をいたしまして、一人一冊というようなことを書いてあります。でも、實際上はこれは行われていないことが沢山あります。名義を變えれば幾らでもその規定の裏をかけるというのが実情でございます。それから最近農漁村方面で大分貯蓄余力があるというところを言われており、政府の方でもさういふものを対象にして貯蓄の増強策を採つておられるように思ふのであります。ここにはいふまでもなく、銀行等は勿論支店もありませんので、結局貯蓄しようと思へば郵便局を利用しなければならぬ。その場合に三万円というのでは、現在の貨幣價值から行きますと非常に低過ぎるという氣がするものであります。勿論この点は程度問題にもなります。理窟の上からいいますと、何かやはり妥協なこと制限をして行かなければならぬということも考えなければならぬわけですが、とても貯蓄増強という点からいいますと三万円というものをと引上げられまして、先般御説明になりましたように、一般金融機関にさう影響なくして、而も貯蓄増強の目的を達し得るのではないかと云ふような氣が私はするのであります。これはいろいろ交渉の経過もあると思ひますが、今度は一万円から三万円になつて、この程度で一應いいにしましても、更にもつとこれを關係方面と折衝せられまして、この

○政府委員(村上好君) お答えいたします。戦災によつて貯金事業が非常な損害を被りまして、その復旧に只今鋭意努力中であるのであります。まだ全体の整理が完成いたしません關係

○藤田芳雄君 そうですね。一つ、最近預金の利子というものがちよつと記入されておらないような状態ですが、あれは何かさうした規定でもできたわけなんですか。それとも一時中止してゐるような状態なんですか。

○政府委員(村上好君) 戦災によりまして貯金局がその復旧に非常な忙殺されております關係上、或る一部の貯金事務に対しては取扱の停止せざるを得なくなりました。その結果通信省令を以ちまして各種の事務の取扱の停止をいたしました。その中に利子記入の取扱も停止せざるを得なくなつたのであります。

○藤田芳雄君 戦災その他で郵便貯金の通帳その他が紛失したり、大分分らないものも沢山あると思はれるのであります。それらの整理はどうか。それを一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) お答えいたします。戦災によつて貯金事業が非常な損害を被りまして、その復旧に只今鋭意努力中であるのであります。まだ全体の整理が完成いたしません關係

○理事(水橋藤作君) 他に何か御質問がござりますか。

○委員(深水大郎君) それでは又衆議院から送付して参りましてから質疑

意努力中であるのであります。また全体の整理が完成いたしません関係

百二十四万四千円という状態で、百万円、二百万円という数字を示しており

は、各條のときでもいいのですが、貯金の総額の制限についての問題であり

を関係方面と折衝せられまして、この

限度を引上げることについて努力せられるかどうか。この点についての政府の方の愚慮のない御意見をこの際伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(村上好吉) この一万円を三万円に上げるまでは相当の交渉の過程を経て参つたのでありますが、実は通信省といたしましては、この五万円まで引上げたかつたのであります。それで五万円という数字を以て大蔵省と折衝をし、又通信大臣が大蔵大臣とも五万円を基礎として協議をされたのであります。遂に三万円までなければ、了解がでなかつたのであります。それはこの郵便貯金がいろいろの特権を保持していることは御承知であります。第一に所得税を免除される、その他印紙税を免除されるといういろいろの特権があるものであります。大蔵当局といたしましては、五万円にするのもよからうが、それではこの利子に対して課税をする、これは現行の利子に対しては課税をしていないのであります。それで或る一定の限度以上のもは課税をしてもよろしければという向うの意見であつたのであります。ところが、この郵便貯金で仮りに三万円を限度として、それ以下は課税をしない。それ以上は課税をするというようになつて参ります。これは到底大蔵省が郵便貯金事務の処理としてはその煩に堪えないことに相成りますので、どうせやるならば、全部五万円に免税にして貰いたいという意見であつたのであります。大蔵当局はこの税の点に關しては非常に厳格な態度で、到底そういう額には應じられないというので、止むなく三万円までは、その点は所得税の免除をするということが一番鍵になつて決まつたのであります。それで三万円を限度として免税をされるのは郵便貯金の外に貯蓄組合というものがあつて、それも三万円を限度として所得税の免除をするということに相成つて参ります。それらの横の關係もありまして、遂にそういうところに落ち着いたのであります。併し通信省といたしましては、いつまでもこの三万円が満足しているということではございせん。段々貨幣價值が下落し、通貨が膨脹して参りますれば、これは当然これを引上げなければならぬ、又一面只今新谷委員の申されるように、貯蓄増強のためにもこれを引上げなければならぬということは勿論考へております。

〔理事水橋廣作君退席委員長著席〕ただこの貯蓄増強の点では、今一般の貯金は基盤増加の趨勢が鈍つて参りまして、この額の引上げは現在のようないふ情勢では、額の引上げによつては直ちに貯蓄の増強が期待できるということには、現在の経済情勢はなかく、そういうふうではないように考へられます。その点一言現在の情勢を附け加えてお答え申し上げます。

○新谷三郎君 今の政府委員の答弁の通りだと思つております。私もこの額を簡単に引上げるだけで貯蓄増強が非常に推進するとは思つていないのであります。併しこれは政務次官もおられますので申上げるのであります。只今の日本の経済状況を見まして、何といつても一番大事なのはインフレの防遏の問題だらうと思つてあります。その防遏のためにいろいろの機關を利用し、あらゆる方法をとつておられるのであります。その時

著を殖やし、浮動購買力とか潜在的な購買力を吸収して行くということにきましては、あらゆる金融機關があらゆる施策を講じて協力して行かなければならぬといふことは言うまでもないのであります。そのためには事務的な多少の特権があるとか、これは役所をやつて居る庶民階級を相手にした貯金であるとかいふような事務的な見地を離れまして、本當に日本の経済がどうなるかといふ瀬戸際に來て居る現在におきましては、もつと思ひ切つて全國的な網を張つて居る貯蓄機關を活用しなければならぬ。活用の余地がないかといふことは、私はまだあるように考へるのであります。いずれ具体的に各條文に入りますときに伺ひますが、一例を申上げますと、最近一般金融機關の方でやつておられますが、無記名で以て貯蓄をさせる。これなんか郵便局の建前として事務的にはできなかつたといふ結論にはなつて行きます。それを何か工夫しましてやつて行くことによつて貯蓄が殖えるということであるならば、何としても日本の経済的危機を救うために通信省も一奮発しなければならぬと思つております。そういう方法を用いるか、考へ合はせまうと、この三万円といふものはどうも今のところ少な過ぎるのじやないかといふ氣がするのであります。單にこの三万円の限度だけを上げたら非常に増強するとは私は考へておりません。そういう方法を併用することによりまして増強する途はあるのじやないか、かように考へるのであります。申上げる次第であります。

○政府委員(推熊三郎君) 私は先般この三万円に決まる時分に大蔵省の政務

次官と話合つたことなのであります。三万円以上は税金を取る、その税の對象としての貯金、その税を大蔵省が收入することの國家的利益、定額を上げて置いて民間資金を吸収するといふ方の國家的利益、どつちが大きいのか、私は貯金収入をやつた方が大きいといふ意見で、素人でございまして、論争をやつて見たのでございまして、政務次官同士は非常に了解は付いたのであります。が、事務當局の方ではそうなることとはならない。建前が崩れて行く虞れがあるから、今回はこれにして、いずれ又相談の上にとつたことなのであります。貯金奨励の方法については幾多の途が考案されなければならぬと思つております。現在の地方の特定郵便局などの額による貯金の奨励方法等も確かに有効適切な方法と思ひます。又取扱に對する便宜、サービス、そういうことも十分考へなければならぬ。或いは富議に類するようないふこと等も幾分役には立つたじやないか、いろいろ工夫して居るのであります。が、今の三万円に決めた点につきましては通信省としても遺憾であつたのであります。が、將來はこのことに諦めず、尙それ以上のことができるようにしたいといふ思つております。

○千葉信君 ちよつとお尋ねします。郵便貯金の現在の総額を承りた

それからもう一つは資金運用の状況これは郵便貯金だけとして切離してお答えになることはむづかしいと思ひますが、大體の状況をお伺ひしたいと思ひます。それからもう一つは資金運用の方法について大蔵省のやり方なんか

に通信省の方はどの程度の發言權を持つておるか。それは実は貯蓄奨励の場合なんかにあつても、的確に従事員が資金運用の実情を掴んでなければ、現在のようにならぬ。或る程度経済的に非常に自覚が高まつて來まして、自分の貯金による利益といふことと、一方においてはこういう大きな庶民階級の零細な蓄積された資本といふものが、どういふふうな経済面の有効な部分に使われているかといふようなことについて相當の関心を持つようになつて來て居る。そういう点について、貯蓄奨励なその場合にも勿論民心を納得させるための奨励の方法としても、資金運用がどういふふうな形になるかといふことについて一應通信省としては發言權も持たなければいけないと思つて居る。又どの程度現在のところ發言をして居るか。その点について一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(推熊三郎君) 現在の貯金の総額は四百六十五億〇〇四六八。そこでその日本の郵便貯金の最初から申上げるまでもなく、直ちにこれは大蔵省の預金部に入るといふことになつておりました。通信省がこの貯金の運用方面をもやることができれば通信省としては非常に有効適切にやれると思つて居る。が、郵便貯金制度の当初から大蔵省が握つておるので、これに對しましては運用の方面に對しては通信省の發言權はないやうな実情にあるのであります。御承知のように簡易保險の方は旧來は運用方面を我々が担当しておつたのですが、昭和十八年に資金の一元化といふことから戦時中大蔵省に吸収されまして、戦後一時これが通信省に戻

それかこの預金の運用は、詳細な説明は大
利回り約二分五厘で、預入者に利子を
百万になるものであります。一方貯金は
に立入つたのであります。貯金事
業としてしても、この問題の解決のた
支が賄つていた時代の、いわゆる取扱
C油井賢太郎、以前に金によつて収
めてこれを整理する方法を立てられ
まして、原簿の数をどん／＼減らして

少くなります。かようにいたしまして
通帳を少くし、原簿を少くし、最後に
は支局の数も少くして、物件費、人件
費をできるだけ圧縮したい。それで戦
争中に非常に膨大な数に膨れた貯金通
帳並びに原簿の量というものを少く
して経営をもつと合理化して参りた
い、かように考えております。

○委員(深水六郎君) ちよつと私か
らも一つ御質問を申し上げたいと思ひ
ますが、特別委員会でも多分問題になつ
たと思ひますが、野戦郵便局の貯金の
問題、それから満洲國の貯金の問題、
それと朝鮮、台湾、樺太等の旧植民地
の貯金の問題というものが、その類或
いはその取扱方法、その他のいろいろな
やり方というものがどういふふうにな
つておるのかということも尋ねして
置きたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) お答えしま
す。只今新谷委員のおつしやることは
全く同感でございます。いわゆる睡眠
貯金と称するものが現在の貯金のうち
約四割前後あると考へられます。それ
で私はこの睡眠貯金をできるだけ多く
整理して貯金通帳を少くし、同時に貯
金原簿を少くし、同時に貯金支局の数
を少くしようということは考へておりま
す。それで只今戦災の復旧で非常に忙
殺されておりますので、これを並行し
てやりますと、非常に事務が錯綜いた
しますので、極力それを錯綜させない
ような方法で、すでに着手してござい
ますものは、貯金の全拂いと轉記、これ
は専門的にさういつておりますが、
全拂いと申しますのは貯金を全部下げ
て利子まで取つて、零にしてしまふ。
それで貯金通帳を打切つてしまふこ
と。貯金通帳打切り、同時に原簿をな
くしてしまふということ。もう一つは
轉記で、轉記というのは同一人が甲と
乙と二つ貯金通帳を持つておる場合に
は、乙のやつを甲の中に繰入れてしま
つて、記入を轉する、轉記と申してお
ります。それを奨励してあります。
これもさうしますと、二冊のやつが一
冊に減少するわけでありまして、原簿も

同じ日本人の同じ時における海外にお
ける貯金なんです、それが敗戦下の
現状ではできないことになつておる。
併しこのままに放置して置いたのでは
甚だ貯金者が迷惑しますから、目下大
蔵當局とそれについて折衝を重ねてお
りますが、聯合軍との関係もありまし
て、果して許されるかどうかわかりま
せんけれども、一生懸命やつておりま
す。殊に同胞引揚の委員会等からは痛
烈なこれに対する要求等もありました
し、当方といたしましては一刻も早く
こういう点を公平に解決したいと考へ
て鋭意努力中であります。この細かい
点につきましては、数字上の問題等は
局長からも説明されて頂きます。

○政府委員(村上好君) お答えいたし
ます。先に軍事郵便貯金の方から申上
げます。この軍事郵便貯金その他の貯
金の計数につきましては、参考書類で
お手許に差上げてあると存じますが、
その参考書類の名前は、郵便貯金業務参
考計数というので、それを御覧になつ
て頂きたいと存じます。その中で、見出
しの三が軍事郵便貯金であります。こ
の表で示しておりますように、軍事
郵便貯金は、原簿面の現在高が本年の
九月の末におきましては三十一億七千
九百九十九万四千五百七十九円と
なつておる。預金の数字は目下これ
は凍結されております。ところで、千
円以上の貯金をいかにするかについて
は、これは未だその方針が政府として
決定いたしておりません。これはいろ
いろな在外資産の処理その他の問題と
並行されて解決されることにならうと
思はれるのであります。かような次第
で千円以上のものは、これは完全に
これを没入するといふようなことは決
して決めておりません。また方針とし

とが想像されるのであります。それで
いろいろな資料に基づきまして、然らば
原簿面の数字の外にどのくらいの貯金
が原簿の外に残つておるかという数字
をいふ／＼な方法で推定して、最も合
理的と認められる方法で出してみたの
であります。それが未登記の分が未
だ三十五億四千四百八十九万四千
九百九十九円、それで登記されたもの
はここにありますように三十一億七千
九百九十九円、この数字は実は野戦郵便
局記号の郵便貯金だけであります。日
本内地の記号、若しくは朝鮮とか台湾
とかいふ所て預けたものの記号を持つ
て行つて野戦郵便局に預けたものが六
億八千万円、その外にございまして、
原簿ではつきりしておるものは三十八
億六千万、総体ではさうなります。そ
れで三十八億六千万がはつきりしてお
つて、蔭に潜在しておるであろうと見
られるものが三十五億四千九百九十九
あります。合せて七十四億と云うよう
な大きな軍事貯金がまだ残つておるだ
らうといふふうに考へられます。

それでこれらの野戦貯金を現在どう
いう方法で拂い出しておるか申しま
すと、この表のあとに書いてあります
ように、預金者一人について、千円ま
での拂戻をし、残余の貯金は目下これ
は凍結されております。ところで、千
円以上の貯金をいかにするかについて
は、これは未だその方針が政府として
決定いたしておりません。これはいろ
いろな在外資産の処理その他の問題と
並行されて解決されることにならうと
思はれるのであります。かような次第
で千円以上のものは、これは完全に
これを没入するといふようなことは決
して決めておりません。また方針とし

ては決定しておりません。
実はこの七十四億あるであろうと思
われる野戦郵便に対しては、その資金
が逓信省に入つていないのでありま
す。それは詳しく申しますと、現地の
野戦郵便局、海軍軍用郵便所等て預つ
た金は、現地の日本銀行を経由してこ
ちらに、逓信省に送られるのが建前で
あります。日本銀行の手を通じても
逓信省に送金をする手段を取つて來な
いもの、それから軍の手を通じて逓信
省に送金をさせる手段を取つたもの等
で、はつきり分つておるもので肩かな
いものが約四十五億四千万程ござい
ます。それらの関係、その他はつきり分ら
ないもので送金の手続を取つたが、結局
分らなくなつたものがまだあるであら
うと思ひます。

その外に終戦直後のときは現地で
軍が便宜郵便貯金の金を軍費に添用し
たものも相当あるやうであります。分
つておるものは復員軍並に外務省と
折衝いたしまして、これを明らかにし
て処理をいたしておりますが、それ
の分らない数字等もあるものでありま
す。かようにいたしまして、原簿面では
七十四億もあるであろうと思はれる
が、實際逓信省に入つた金は極めて少
いのであります。逓信省といつたしま
しては、事務的にはな／＼これを金
額支拂うといふことは困難であります。
それで將來どのくらい拂われるか
という見通しの問題、それからいづれ
これは國家の一般会計でこれを救済し
なければならぬ問題と考へております
が、幾らぐらゐなるか、それらの計
数を今折角整理に努力中でありまして
が、はつきりいたしません。最後の処
理のところはまだ事務は進捗いた

しておりません。軍事郵便貯金については大体以上の通りでございます。

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

○委員長(深水六郎君) 他に何か御質問ございせんか。ちよつと速記を止めて……

金法について、その内容について御説明を申上げたいと存じます。提案理由については先般政務次官から説明のあつた通りでございます。私はこの内容について逐條的に要点を御説明申上げたいと存じます。

本法律案は第一章から第五章までございまして、その條文は七十條ございまして、この法律は現在の郵便貯金法の効力を消滅せしめ、あつた法律の改正でなしに、新しい郵便貯金法として提案することにしたのであります。

これは今までの貯金法とはその立法の体裁として著しく違つております。と、並びに新憲法の制定されました後、それに基いて旧法律を廃止して新しい法律にしようという方向に進んでおりますので、そういうことになったのであります。つきましては第一章の總則から、御説明申上げたいと存じます。

第一條はこの法律の目的を掲げております。これも最近の立法例に倣ひまして、先ず法律には法律の目的というものを明定することにいたしてありますので、第一條におきましては、郵便貯金事業の運営に指針を示したものであります。

それから第二條は郵便貯金の國營及び通信大臣の職責を示しております。この第二條は現行法の第一條「郵便貯金ハ政府コレヲ管掌ス」ということと同じ意味のことを第二條にも示してあるものであります。郵便貯金は國の事業であつて、通信大臣がこれを管理するということを示しております。それで今回の法律では他の立法例に倣ひまして通信大臣の職責というものを示すことにいたしてあります。この職責は、

この法律に従つて省令を発すること。法律に抵触しない範圍で貯金を取扱ふ郵便局を指定する。或いは郵便局の窓口の取扱時間等を定めることとあります。法律に抵触しない範圍といふことは、例えば労働法におきまして、従事員の勤務時間を労働法等で規定しております。これらに抵触して通信大臣が窓口取扱時間等を定めるわけに行きません。こういう法律に抵触しない範圍というふうな限定をいたしてあります。その次に法律に抵触しない範圍で貯金原簿所管及証券原簿所管を設けし又は廃止する。これも通信大臣は、貯金原簿所管と申しますと貯金支局であります。どこに貯金支局を造り、それから証券原簿所管と申します、これも貯金支局で扱つておりますが、どこかの支局をして証券の原簿を所管せしめるかというふうなことは通信大臣が決める。それで四番目としたしましては、郵便貯金の業務に従事する者とその職務について指揮監督するといふことと、これは當然なこととあります。第五といたしまして、法律に抵触しない範圍で郵便貯金の業務に従事する者の能率向上のため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うといふこととあります。これはこう決めて置く必要は、通信大臣が病院を造つたり療養所を造つたり、その他の施設をする場合に、これは少し脱線ではないかという懸念が生ずるのであります。それらをはつきりさせるため、それから訓練を行うといふことは、通信省で各種の講習所、その他のいわゆる学校を造ることとあります。病院を造る、学校を造る等のことは厚生大臣又は文

部大臣の一般的には所管であります。それ故に能率の向上を図るためという制限を附けて、通信大臣にこの権限を與えてあります。第六番目には郵便貯金事業を行うために財政及び會計に關する法令の定めるところに従つて必要な契約をする。これは貯金事業を経営するためには物品を購入し、運送を契約し、その他私法上の契約をしなければならんことは當然であります。これも財政法、會計法等の法令に準じて、これに従つてやるといふことを定めてあります。

第七番目には、前各号に掲げるものを除いて郵便貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理する。これは六番目に掲げてないその他の事項について、郵便貯金事業を遂行するためにどうしても必要なこと、当然しなければならんこと、これは一々列挙するの煩を避けて、ここは一々括的に七号で定めてあります。

第三條通信大臣の職權の委任であります。通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができ、職權の委任であります。この貯金法の中にもこの委任事項がいろいろ出てあります。ここにその根拠を示したものであります。

第四條には郵便貯金の業務に従事する官吏、これは郵便貯金の業務に従事するところの官吏の身分、給與及び職務に關することは別に法律でこれを定める。これは國家公務員法その他給與法等によることを、その根拠をここに示しておるのであります。

それから第五條、訴訟について國を代表する者、これは「郵便貯金に關する民事訴訟については、通信省の貯金局長又はその指定する官吏が國を代表する」とこれは現行法もかように相成つております。ところが、只今司法省所管として今議會に提案されると聞いておりますが、國家の訴訟事件は皆司法省において所管するという趣旨の法律が提案されることに相成つておりますので、その法律案が成立いたしますれば、その際には、この五條が修正されると存ぜられます。

その次に第六條、これは印紙税の免除であります。これは郵便貯金に關する書類には印紙税を課さない。これは現行法の十七條「郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セス、現行法と同じであります。甚だ簡單であります。第一章總則の概略を御説明申上げた次第であります。

○委員長(深水六郎君) 第一章について御質疑はございせんか。

○大島定吉君 第二條の五に「法律に抵触しない範圍において、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設」というようなことがありますが、同じ通信省でこういったことをやつておるの

は、殊更に郵便貯金に關係のある者のためにこういうふうなことを書いてあります。どういふ意味合でありますか。

○政府委員(村上好君) これは各事業の方でかような必要が生ずるのではなからうかと思われまゝ。例を學校に取つて見ますと、郵便貯金に必要な教育をするために、通信講習所というものを造るということになります。ときには勢いこの業務の主管に關してこれを

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

○政府委員(村上好君) それでは私から今回議會に提案いたしました郵便貯

のを造るといふことにしますときには、勢いこの業務の主管廳においてこれを

思います。二は水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会、これは、これ

らの法人組合は所得税を免除されておる組合法人であり、特別法人税を免除されておるのでありまして、これも公共的性質を持つておるものと見られる。

のであります。三は國立、公立又は私立の學校及び宗教法人、これが現行法の社寺、學校と同一内容でございます。第四番目は労働組合、これが最近

の社会情勢に相應いたしましたして労働組合をここに挙げたわけでございます。

る相互扶助團體で營利を目的としないもの、公益法人の中に含まれるこういったような孤兒院とか或いは慈善團體健康保險組合、及びこれに準ずる相互扶助団体と云ふ三十三、六、七、八、九、

入るのであります。こういう團體で營利を目的としないものというようなものば三万円以上無制限に預けてよいという規定はござります。それで

「前項第五号に掲げる法人又は団体は、これも通信大臣の専断で、これを勝手に拡張して指定することを禁ずるため、この省令でこれを定めること」という

第十一條は貯金の減額、これも現行法と變りはございません。貯金の總額が前の十條の規定三万圓の制限を超過することになったのであります。

たときは、通信官署はそのことを預金者に通知いたします。それでこの通知があつたときには、預金者は貯金総額を制限額以内、つまり三万円以内を減

額しなければなりませんのであります。
その第一項の規定によつて通知を發した日から一ヶ月以内に預金者が前項の

規定によつて減額しないときは、通信官署は三万円以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で國債証券を購入保管するという建前であります。三万円以上になつた場合には國はこの規定に基いて、一方的に三万円で打切るために多少の端数は付きま

す。貯金の一部で三万円以内にするために國債証券を本人の名義で購入し、通信省がこれを保管するということが相成つております。前項の規定によつて購入保管した國債証券については、通信官署は預金者の請求によつてその裏却を取扱う。それで通信省で保管いたしましたこの証券を預金者が賣却して呉れ、現金化して呉れというときはそれを直ちに現金化して、その金は現金を以てその預入者にお返しするという規定でございます。

第十二條これは利子及び割増金の規定であります。これは現行法では法律第八條で「郵便貯金ノ利子ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ということにいたしまして、郵便貯金の利子は一法律に準げない建前を取つております。併し新憲法ができてまして、大臣の一方的な専断を防ぐために、成るべく國民に民主的に議會に掛けるという建前から、郵便貯金の利子というものを決定して、これを動かすときには議會の承認を得るという建前を取つたのであります。ここに掲げてあります利率は現行利率と同一でございます。但しここには書いてございせんが、外地の例えば朝鮮、台灣、樺太等で預けた貯金通帳を以て日本で預入しますときは、利子は高いのでありますけれどもこれは現行法では高いのであります。が、今回の改正法律では、それは内地

と同様に一本にする、一律にするという建前を取りました。と申しますのは外地の行政権で、外地に都合のいいような利率を定めたのであります。最早その必要がなくなつたのであります。一本にいたしました。

それでは定額郵便貯金の割増金附の制度につきましては、次回に御説明申上げることになりました。本日の私の説明はこれで終ります。

○委員長(深水六郎君) 今日はずつと引続いてやりましたから、これで今日は閉ちまして次回にやりたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(深水六郎君) それでは次回以後は譲りたいと思ひます。本日はこれで閉会いたします。

午後四時十五分散會
出席者は次の通り。

理事
委員
深水 六郎君
水橋 藤作君
鈴木 清一君
千葉 信君
大島 定吉君
鈴木 順一君
油井賢太郎君
井上なつる君
尾崎 行輝君
新谷寅三郎君
鈴木 直人君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君

政府委員
通信政務次官 椎熊 三郎君
通信事務官(郵務局長) 小笠原光壽君
通信事務官(貯金局長) 村上 好君

説明員
通信事務官
(臨時法令審議委員会副会長)
山戸、利生君

十一月十七日本委員會の事件を付託された。

一、岡山縣勝田郡豐田村に豐澤郵便局を設置することに關する請願(第四百八十四号)

(請第四百八十四号) 昭和二十二年十一月四日受理
岡山縣勝田郡豐田村に豐澤郵便局を設置することに關する請願
請願者 岡山縣勝田郡豐田村長 須一源平外二名

紹介議員 太田敏兄君
豐田村大字豐澤は面積約三・八平方町人口二、九五〇名、世帯數六五四戸にして廣戸郵便局と行方郵便局との間に位し勝田郡北部の要地で津山市と姫津線勝間田に通ずる道路の交叉点であると共に近村四箇村の農工商業物資の集散地であるから速かに同村に郵便局を設置されたいとの請願。

參議院事務局